

宮津市公報

平成26年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

1 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市LED防犯灯導入事業に係る分担金徴収条例	2
4 宮津市市税条例の一部を改正する条例	3
5 半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	5
6 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
7 宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例	6
8 宮津市景観条例	7
9 宮津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	10
10 宮津市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例	10
11 宮津市重要文化的景観整備事業に係る分担金徴収条例	11
12 宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	11
13 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	12
14 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	13
15 宮津市市税条例の一部を改正する条例	13
16 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	14

規 則

2 宮津市事務分掌規則等の一部を改正する規則	14
3 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	15
4 宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	15
5 宮津市民生委員推薦会規則	16
6 宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則の一部を改正する規則	17
7 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	17
8 宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
9 宮津市景観条例施行規則	18
10 屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則	22

告 示

14 国民健康保険被保険者証の無効	22
15 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	23
16 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	23
17 宮津市森林整備計画の変更の縦覧	23
18 市道路線の廃止	23
19 市道路線の認定	24
20 市道路線の区域決定	24
21 市道路線の区域変更	25
22 市道路線の供用開始	25
23 住民票の消除	25

24 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	26
25 宮津市臨時福祉給付金支給要綱	26
26 宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	30
27 宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱	31
28 宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	33
29 宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部を改正する要綱	33
30 宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱を廃止する要綱	33
31 宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱	34
32 宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	35
33 つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱	35
34 宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	35
35 宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱	35
36 宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱	37
37 与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱	38
38 宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	39
39 世屋高原家族旅行村の利用料金の承認	39
40 宮津市天橋立ユース・ホテルの利用料金の承認	40
41 固定資産の価格等の登録	40
42 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	40
43 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	41
44 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	41
45 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務委託	41
46 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	41
47 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	41
48 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	42
49 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	42
50 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	42
51 宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	42
52 宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	43
53 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	43
54 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	43
55 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	43
56 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	44
57 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	44
58 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	45
59 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	46
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	47
61 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	48
62 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	49
63 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	50
64 会計管理者の権限に属する事務の出納員へ的一部委任に関する告示の一部を改正する告示	51
訓 令	
2 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	51
3 宮津市文書管理規程の一部を改正する規程	52
4 臨時職員取扱要領の一部を改正する要領	52

公 告

10 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	52
11 公示送達	53
12 平成25年度農用地利用集積計画の縦覧	53
13 公示送達	53
14 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	53

水 道 企 業

《規 程》

1 宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程	54
2 宮津市水道事業処務規程及び宮津市水道事業公印規程の一部を改正する規程	57

教 育 委 員 会

《規 則》

1 宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則	58
--	----

《告 示》

5 宮津市教育委員会定例会の招集	58
------------------	----

《訓 令》

1 宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	58
2 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程	59

選挙管理委員会

《告 示》

8 京都府知事選挙における特定国外派遣隊員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の発送開始日	59
9 選挙人名簿に登録した者の縦覧	59
10 京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政 党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	60
11 有権者総数の50分の1の数	60
12 有権者総数の3分の1の数	60
13 有権者総数の6分の1の数	60
14 京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所	60
15 宮津市農業委員会委員選挙における指定投票区の指定及び指定関係投票区	61
16 京都府知事選挙における各投票区の投票所	61
17 京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰り上げ	62
18 京都府知事選挙の開票の場所及び日時	62
19 京都府知事選挙における開票管理者及び開票管理者職務代理者の選任	62
20 京都府知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	62
21 京都府知事選挙における期日前投票所	63
22 京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	63
23 宮津市農業委員会の選挙された委員の解任の請求に要する農業委員会委員の選挙権を有す る者の2分の1の数	63
24 京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	64
25 平成25年度選挙人名簿抄本閲覧状況	64

条 例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 1 号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表備考 1 中「自動車その他の交通の用具」を「交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等」に、「月額をもって報酬が定められている者にあつては 1 月当たり 5,000 円を、日額又は時間額をもって報酬が定められている者にあつては 1 日当たり 250 円をそれぞれ超えない範囲内において」を「一般職の職員の通勤手当の例に準じて」に改め、同表備考 2 中「時間外勤務手当」の次に「、休日勤務手当」を加える。

別表備考 1 中「自動車その他の交通の用具」を「交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等」に、「月額をもって報酬が定められている者にあつては 1 月当たり 5,000 円を、日額又は時間額をもって報酬が定められている者にあつては 1 日当たり 250 円をそれぞれ超えない範囲内において」を「一般職の職員の通勤手当の例に準じて」に改め、同表備考 2 中「時間外勤務手当」の次に「、休日勤務手当」を加える。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1 日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 2 号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項中「臨時職員」を「臨時的に任用される職員（以下「臨時職員」という。）」に改め、同条第 2 項中「一般職員」の次に「（職員のうち、臨時職員及び再任用職員以外の者をいう。以下同じ。）」を、「時間外勤務手当」の次に「、休日勤務手当」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 第 3 条から前条までの規定は、臨時職員には、適用しない。

附則に次の 1 項を加える。

12 平成26年 4月 1 日から平成27年 3月31日までの間における給料の月額は、第 4 条から第 5 条まで及び平成18年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第 4 条から第 5 条まで及び平成18年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定により定められる額とする。

職員の区分	割合
行政職給料表 6 級の者	100分の10
教育職給料表 3 級の者	
行政職給料表 5 級の者	100分の 8

行政職給料表4級又は3級の者	100分の5
教育職給料表2級の者	
行政職給料表2級以下の者	100分の4
教育職給料表1級の者	

別表第5一般事務補助員の項中「6,000円」を「6,100円」に改め、同表中

「

保育士	日額	6,200円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,000円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,000円

を

」

「

保育士	日額	6,300円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,016円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,100円

に、

」

「

公園プール監視員	日額	7,000円
公園プール監視補助員	同	5,000円

を

」

「

公園プール監視員	同	1,000円
公園プール監視補助員	同	800円

に、同表草刈作業員の項中「時間額」を

」

「同」に改め、同表中

「

養護師	日額	6,200円
用務員	同	6,100円
給食調理員	同	6,100円
幼稚園教諭	同	6,200円

を

」

「

養護師	日額	6,300円
用務員	同	6,200円
給食調理員	同	6,200円
幼稚園教諭	同	6,300円

に改め、

」

同表埋蔵文化財整理作業員の項中「6,000円」を「6,100円」に改め、同表備考中「自動車その他の交通の用具」を「交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等」に、「10キロメートル」を「2キロメートル」に、「1日当たり300円を超えない範囲内において」を「一般職員の通勤手当の例に準じて」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市LED防犯灯導入事業に係る分担金徴収条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市LED防犯灯導入事業に係る分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、LED防犯灯導入事業に係る分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「LED防犯灯導入事業」とは、自治会等が電気料金を支払う防犯灯について、平成25年度に市が行ったLED照明への取替え等をいう。

(納入義務者)

第3条 LED防犯灯導入事業に基づき設置したLED防犯灯(以下「LED防犯灯」という。)の所在する区域の自治会等に対し、分担金を課する。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、入力容量が10ボルトアンペア以下のLED防犯灯にあつては1基当たり2,000円、入力容量が10ボルトアンペアを超えるLED防犯灯にあつては1基当たり3,000円とする。

(分担金の免除)

第5条 前条の規定にかかわらず、LED防犯灯導入事業の実施前からLED照明であった防犯灯をLED防犯灯とし、当該LED照明であった防犯灯を市に無償で寄附した場合における当該LED防犯灯に係る分担金は、その全額を免除する。

(分担金の徴収の方法)

第6条 分担金は、納入通知書により徴収する。

(分担金の納期限)

第7条 分担金の納期限は、納入通知書を発する日から30日を経過した日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納期限を別に定めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に課された分担金に関する同条例の規定は、同日後もなおその効力を有する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第50条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第50条の5第1項中「当該年度の前年度において第50条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

附則第3条第4項中「第14条第1項、第15条第1項又は第15条の7第1項」を「附則第14条第1項、

附則第15条第1項又は附則第15条の3第1項」に、「附則第15条の7第1項」を「附則第15条の3第1項」に改める。

附則第3条の2第4項中「第14条第1項、第15条第1項又は第15条の7第1項」を「附則第14条第1項、附則第15条第1項又は附則第15条の3第1項」に、「附則第15条の7第1項」を「附則第15条の3第1項」に改める。

附則第4条の4中「又は附則第15条の7第1項」を「、附則第15条の2第1項又は附則第15条の3第1項」に改める。

附則第12条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第34条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第15条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第34条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第15条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第34条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第15条第1項」とあるのは「附則第15条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものと

する。

附則第15条の3から第15条の6までを削る。

附則第15条の7第2項中「附則第15条の7第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同条を附則第15条の3とする。

附則第15条の7の2を削る。

附則第15条の7の3第2項中「附則第15条の7の3第1項」を「附則第15条の4第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第15条の7の3第3項」を「附則第15条の4第3項」に改め、同項第2号中「附則第15条の7の3第3項」を「附則第15条の4第3項」に、「附則第15条の7の3第4項」を「附則第15条の4第4項」に改め、同項第3号中「附則第15条の7の3第3項」を「附則第15条の4第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第15条の7の3第3項」を「附則第15条の4第3項」に改め、同条第6項中「附則第15条の7の3第3項」を「附則第15条の4第3項」に改め、同条を附則第15条の4とする。

附則中第15条の7の4を削り、第15条の7の5を第15条の5とし、第15条の7の6を第15条の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第50条の2第1項及び第50条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第3条第4項、第3条の2第4項、第4条の4第1項、第12条の3及び第15条から第15条の7の6までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第50条の2及び第50条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第3条、第3条の2、第4条の4、第12条の3及び第15条から第15条の4までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

* * *

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第5号

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例(昭和63年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき」を加え、「製造の事業」を「法第17条に規定する事業」に、「法第17条の規定により、」を「当該事業に係る」に改める。

第2条第1項中「半島振興法」を「特別償却設備(半島振興法)に、「第3号の規定の適用を受ける

製造事業用設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又は家屋若しくはその敷地である土地に対して固定資産税を「第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。」を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産（機械及び装置に限る。）並びに当該家屋の敷地である土地（同号に規定する公示日から平成27年3月31日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、当該取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、平成25年4月1日以後に設備が新設され、又は増設される場合について適用し、同日前に設備が新設され、又は増設された場合については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第6号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とする。

附則中第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 7 号

宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「京都府地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例（平成19年京都府条例第 7 号）に基づく奨学金等の貸与を受ける者で、次の各号のいずれかに該当し、」を「次の各号のいずれかに該当する者で」に改める。

第 3 条第 1 項中「（ 1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とする。）」を削る。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市景観条例をここに公布する。

平成26年 3 月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 8 号

宮津市景観条例

宮津市景観計画の施行に関する条例（平成20年条例第36号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、宮津市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な事項を定めることにより、天橋立をはじめとする宮津市特有の美しい自然と悠久の歴史に育まれた景観を守り育て後世に伝えていくとともに、個性的で魅力あるまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第 3 条 市は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、良好な景観の形成に資する行為及び活動に対し、その支援に努めなければならない。

4 市は、その管理に属する公共施設の整備等を行うときは、良好な景観の形成において、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、自らの施設及び事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観計画）

第 6 条 市長は、この条例の目的を達成するため、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画区域内において、良好な景観の形成のために特に施策を講じる必要があると認められる区域を、重点景観形成ゾーンとして景観計画に定めることができる。

- 3 市長は、景観計画を定めようとするときは、適切な時期にその内容を公表するとともに、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第19条に規定する宮津市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（届出を要する行為等）

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち規則で定める行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
 - (4) 水面の埋立て
 - (5) 特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明をいう。）
- 2 前項に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第2条に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
 - 3 前項の届出書及び法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為に係る届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。
 - 4 第1項に掲げる行為に係る法第16条第2項の規定により届け出なければならない事項は、省令第3条に規定する事項とする。

（勧告の手続及び公表）

第8条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。

（届出を要しないその他の行為）

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観計画区域における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為で規則で定めるもの
 - (2) 法令又は他の条例に基づく許可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- （特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

（変更命令等の手続）

第11条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物の指定）

第12条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第27条第1項及び第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について

準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第13条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講じること。

(景観重要樹木の指定)

第14条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法35条第1項及び第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置を講じること。

(界限景観まちづくり協定)

第16条 市長は、景観計画区域内における一団の土地の所有者、建築物若しくは工作物の所有者又は賃借権を有する者によって当該土地の区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を図ることを目的として締結された界限景観まちづくり協定(以下「協定」という。)を、規則の定めるところにより、認定することができる。

2 前項の規定により協定の認定を受けたものは、その協定を変更しようとするとき又は廃止をしたときは、市長に届け出なければならない。

3 市長は、規則に定める協定の認定の要件に該当しなくなったとき、協定の運用が著しく不相当であると認めるとき又は公益上の理由から必要と認めるときは、第1項の認定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の認定及び前項の認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第17条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行う個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物等の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

(助成等)

第18条 市長は、良好な景観の形成を通じたまちづくりに寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、必要な技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

(景観審議会)

第19条 この条例に基づく市長による諮問のほか、良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議をするため、景観審議会を置く。

2 景観審議会は、委員10人以内で組織する。

3 景観審議会において、特定の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわ

らず、専門委員を置くことができる。

- 4 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の宮津市景観計画の施行に関する条例の規定によりなされた届出、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた届出、手続その他の行為とみなす。

* * *

宮津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

宮津市青少年問題協議会条例(昭和61年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会長及び」を削り、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) その他市長が必要と認める者

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

第5条第3項中「とき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の宮津市青少年問題協議会条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている宮津市青少年問題協議会の委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

* * *

宮津市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第10号

宮津市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市社会教育委員の定数等に関する条例(昭和30年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識

経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市重要文化的景観整備事業に係る分担金徴収条例をここに公布する。

平成26年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第11号

宮津市重要文化的景観整備事業に係る分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、重要文化的景観整備事業に係る分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「重要文化的景観整備事業」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第134条の規定により選定された重要文化的景観の重要な構成要素となる物件について、市が施行する修理、修景及び復旧事業をいう。

(納入義務者)

第3条 重要文化的景観整備事業(以下「整備事業」という。)の対象となる物件の所有者に対し、分担金を課する。

2 整備事業の施行中に当該整備事業の対象となる物件の所有者に変更があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所有者に対し、分担金を課する。

(1) 整備事業が調査、設計及び工事の工程により施行される場合において、調査又は設計の施行中に所有者の変更があったとき 調査又は設計の施行着手時における所有者

(2) 前号に規定する場合において、工事の施行中に所有者の変更があったとき 工事の施行完了時における所有者

(3) 前2号に規定する場合以外の場合 整備事業の施行完了時における所有者

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、整備事業に要する費用の額(当該整備事業が調査、設計及び工事の工程により施行される場合は、それぞれに要する費用の額)から法第141条第3項の規定による補助金の額を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により分担金を課される物件の所有者が2人以上いる場合におけるそれぞれの所有者の分担金の額は、同項の分担金の額の範囲内において当該物件の持分の割合に応じた額を基準として市長が定める。

(分担金の徴収の方法)

第5条 分担金は、納入通知書により徴収する。

(分担金の納期限)

第6条 分担金の納期限は、納入通知書を発する日から30日を経過した日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納期限を別に定めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第12号

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

円	円	円	円	円	円
189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

を

「

円	円	円	円	円	円
239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

* * *

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成26年5月1日から平成27年3月31日までの間に、昭和19年4月2日から昭和20年3月1日までの間に生まれた者に行われる医療については、第2条第1項中「70歳」とあるのは、「71歳」と読み替えて、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第14号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 12 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間、第2条の規定にかかわらず、議長の議員報酬は月額387,000円とし、副議長の議員報酬は月額333,000円とし、議員の議員報酬は月額315,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第15号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

附則第6条の4に次の1項を加える。

- 8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中附則第6条の4に1項を加える改正規定及び附則第3条の規定は平成26年4月1日から、第35条の4の改正規定及び次条の規定は平成26年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第35条の4の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第6条の4第8項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「140,000円」を「160,000円」に、「120,000円」を「140,000円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第2号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則(平成18年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表産業振興室の項中「商工観光係」を「産業推進係 観光係」に改め、同表建設室の項中「上下水道管理係」を削る。

第12条商工観光係の項を次のように改める。

産業推進係

- (1) 6次産業化の推進に関すること。
- (2) 農産物の流通に関すること。
- (3) 商工業の振興に関すること。
- (4) 商店街振興組合の設立認可等に関すること。
- (5) 商工業金融に関すること。
- (6) 商工関係公共施設に関すること。
- (7) 商工会議所及び商工関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 労働行政に関すること。
- (9) 消費生活に関すること。

(10) 鉱業に関すること。

観光係

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光資源の保護及び開発に関すること。
- (3) まちなか観光に関すること。
- (4) エコツーリズムに関すること。
- (5) 観光関係公共施設に関すること。
- (6) 海水浴場に関すること。
- (7) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 室の庶務に関すること。

第12条農林水産係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「及び水産加工業」を削り、同項中第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削る。

第13条建設管理係の項第1号中「(下水道関係工事を除く。)」を削り、同項第3号中「(下水道・水洗化所管を除く。)」を削り、同号を同項第8号とし、同項第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 下水道事業の経営に関すること。
- (4) 下水道排水設備指定工事業者に関すること。
- (5) 下水道事業の受益者負担金に関すること。
- (6) 下水道使用料に関すること。
- (7) 下水道に係る特定施設及び除害施設に関すること。

第13条上下水道管理係の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第3号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則(平成23年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 月額をもって報酬が定められている者で、4週間で20日勤務するもの 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)第12条に定める額
- (2) 日額又は時間額をもって報酬が定められている者 宮津市一般職職員の給与に関する規則(昭和42年規則第16号)第10条に定める額
- (3) 前2号以外の者 前2号に定める額を基準とし、勤務日数により算出して得た額

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第4号

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改正する。

- (1) 条例第12条第1項第1号の規定を準用する臨時職員 1日当たりの通勤に要する運賃又は料金の額に相当する額に勤務日数を乗じて得た額。ただし、1箇月当たりの当該額は、55,000円を限度とする。
- (2) 条例第12条第1項第2号の規定を準用する臨時職員 条例第12条第2項第2号に定める額を20で除して得た額に勤務日数を乗じて得た額
- (3) 宮津市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第17号。以下「規則」という。）第8条の3第1号の規定を準用する臨時職員 前2号に定める額。ただし、1箇月当たりの当該額は、55,000円を限度とする。
- (4) 規則第8条の3第2号の規定を準用する臨時職員 第1号に定める額
- (5) 規則第8条の3第3号の規定を準用する臨時職員 100円に勤務日数を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市民生委員推薦会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第5号

宮津市民生委員推薦会規則

宮津市民生委員推薦会設置規則（昭和33年規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「政令」という。）第7条の規定に基づき、宮津市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（運営）

第2条 推薦会の運営については、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び政令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第3条 推薦会は、委員14人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者

（幹事及び書記）

第5条 政令第6条に規定する幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、推薦会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 6 号

宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則の一部を改正する規則

宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項中「、共同生活介護」を削り、同項の表中「ケアホーム」を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。

* * *

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 7 号

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

がん検診等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区 分	金 額
胃がん検診	400円
子宮がん検診	700円
肺がん検診喀痰検査	400円
大腸がん検診	100円
乳がん検診	500円
前立腺がん検診	200円
肝炎ウイルス検診	300円
インフルエンザ予防接種	1,000円

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。

* * *

宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 8 号

宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則（平成19年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「の半額」を「を次に掲げる負担割合に基づき宮津市、伊根町及び与謝野町が分賦し、それぞれが貸与するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 均等割 10パーセント

(2) 人口割 90パーセント

第4条に次の1項を加える。

4 前項第2号の人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

第9条第3号中「又は地域医療機関以外の医療機関における医師の業務に従事したとき」を削り、同条第4号中「(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)」及び「又は地域医療機関以外の医療機関における医師の業務に従事したとき」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市景観条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

宮津市景観条例施行規則

宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則(平成20年規則第23号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行について、景観法施行令(平成16年政令第398号)景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び宮津市景観条例(平成26年条例第8号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(届出を要する行為)

第3条 条例第7条第1項の規則で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる宮津・天橋立景観計画において定める区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

(行為の届出)

第4条 条例第7条第3項の規則で定める図書は、省令第1条第2項に規定する図書及び法第8条第4項第2号二の制限に対する措置の状況を記載した書類とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

(公表)

第5条 条例第8条第2項の規定による公表は、宮津市公報への登載その他市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)及び住所

(2) 勧告に従わない旨の事実

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(届出を要しないその他の行為)

第6条 条例第9条第1号の規則で定める行為は、別表第2の左欄に掲げる宮津・天橋立景観計画において定める区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

2 条例第9条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項第1号及び第15号の許可を要する行為

(2) 京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号)第21条第1項及び第49条第1項の許可を要する行為

(3) 宮津市文化財保護条例(昭和58年条例第35号)第17条第1項(同条例第37条において準用する

場合を含む。)

(景観重要建造物及び景観重要樹木の標識)

第7条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、指定番号、指定の年月日及び景観重要建造物の名称を記載するものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識には、指定番号、指定の年月日及び景観重要樹木の樹種を記載するものとする。

(界限景観まちづくり協定の認定)

第8条 条例第16条第1項の規定による界限景観まちづくり協定(以下「協定」という。)の認定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、界限景観まちづくり協定認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

3 第1項の協定の認定については、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 協定の内容が法令及び条例第6条第1項の規定により定めた宮津・天橋立景観計画(以下「宮津・天橋立景観計画」という。)に違反していないこと。

(2) 協定の目的となっている土地の区域(以下「協定区域」という。)の良好な景観の形成及び景観まちづくりに寄与すると認められること。

(3) 次項各号の事項が定められていること。

(4) 協定区域が街区等の区域で、まとまりのある一団の土地の区域であると認められること。

(5) 協定区域内の土地の所有者、建築物若しくは工作物の所有者又は賃借権を有する者のうち、相当数の者が当該協定を締結していること。

(6) 協定を遵守されることが認められること。

4 協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 協定区域

(2) 協定区域内の住宅等の整備に関する事項

(3) 協定区域内の住宅等の維持管理に関する事項

(4) 道路、通路、小公園、広場、緑地その他協定区域内の住環境の整備改善のために必要な施設の維持管理に関する事項

(5) 協定を実施するための組織に関する事項

(6) 協定の有効期間

(7) その他協定区域の住環境の整備改善に関して必要な事項

(景観審議会の会長)

第9条 宮津市景観審議会(以下「景観審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(景観審議会の会議)

第10条 景観審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 景観審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 景観審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(景観審議会の委員会)

第11条 景観審議会に、特定の事項を調査審議するため、景観デザイン委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員及び専門委員をもって、6人以内で組織する。

- 3 委員会に委員長を置き、委員（専門委員を含む。以下同じ。）の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見の聴取）

第12条 景観審議会及び委員会は、審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第13条 景観審議会の庶務は、景観行政担当室において処理する。

（会長への委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、界限景観まちづくり協定認定申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

宮津・天橋立景観計画において定める区域	届出を要する行為
1 自然景観保全ゾーン	(1) 条例第7条第1項第1号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が500平方メートル以上のもの (2) 条例第7条第1項第2号の木竹の伐採のうち、その面積の合計が500平方メートル以上のもの (3) 条例第7条第1項第3号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が500平方メートル以上のもの (4) 条例第7条第1項第4号の水面の埋め立てのうち、その面積の合計が500平方メートル以上のもの (5) 条例第7条第1項第5号の特定照明のうち、床面積の合計が10平方メートルを超える建築物又は別表第2の1の項(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観について行うもの
2 俯瞰景観重点ゾーン、溝尻集落重点景観形成ゾーン	1の項(1)から(3)まで及び(5)の行為
3 幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン及び市街地ゾーン	(1) 条例第7条第1項第1号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が3,000平方メートル以上のもの (2) 条例第7条第1項第3号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が3,000平方メートル以上のもの (3) 条例第7条第1項第5号の特定照明のうち、別表第2の2の項(1)のアからウまでに掲げる建築物又は同項(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観について行うもの

別表第2（第6条関係）

宮津・天橋立景観計画において定める区域	届出を要しないその他の行為
1 自然景観保全ゾ	(1) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物の新築、増築、改築又

<p>ーン、俯瞰景観重点ゾーン、溝尻集落重点景観形成ゾーン</p>	<p>は移転(以下「新築等」という。)に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「外観変更」という。)に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物(次に掲げる工作物を除く。)の新設、増築、改築又は移転(以下「新設等」という。)</p> <p>ア 高さが6メートルを超える煙突</p> <p>イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>ウ 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 高さが6メートルを超える昇降機、ウォーターシュートその他これらに類するもの</p> <p>オ 高さが6メートルを超えるコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>カ 築造面積が15平方メートルを超える自動車車庫の用途に供する施設</p> <p>キ 高さが8メートルを超える石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設</p> <p>ク 高さが6メートルを超える污水处理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設</p> <p>ケ 高さが4メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>コ リフト、ケーブルカーその他これらに類するもの</p> <p>(4) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物((3)のアからコまでに掲げる工作物を除く。)の外観変更及び(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 法第16条第1項第3号の行為(以下「開発行為」という。)に係る面積の合計が500平方メートル未満のもの</p>
<p>2 幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン及び市街地ゾーン</p>	<p>(1) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物(次に掲げる建築物を除く。)の新築等</p> <p>ア 地階を除く階数が4以上の建築物</p> <p>イ 高さが12メートルを超える建築物</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物</p> <p>(2) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物((1)のアからウまでに掲げる建築物を除く。)の外観変更及び(1)のアからウまでに掲げる建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物(次に掲げる工作物を除く。)の新設等</p> <p>ア 高さが12メートルを超える煙突</p> <p>イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>ウ 高さが12メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 高さが12メートルを超える昇降機、ウォーターシュートその他これらに類するもの</p> <p>オ 高さが12メートルを超えるコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p>

	カ 高さが12メートルを超える自動車車庫の用途に供する施設 キ 高さが12メートルを超える石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設 ク 高さが12メートルを超える污水处理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設 ケ 高さが12メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの コ リフト、ケーブルカーその他これらに類するもの (4) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物((3)のアからコまでに掲げる工作物を除く。)の外観変更及び(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの (5) 開発行為に係る面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
--	--

* * *

屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第10号

屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成12年規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号ただし書中「景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により京都府が定めた天橋立周辺地域景観計画のうち宮津市の区域に係る部分(以下「宮津市景観計画」を「宮津市景観条例(平成26年条例第8号)第6条第1項の規定により定めた宮津・天橋立景観計画(以下「景観計画」に改め、同表第2項及び第3項中「宮津市景観計画」を「景観計画」に改め、同表第5項第4号を削り、同表第10項第2号中「布地」の次に「又は耐久性のあるシート等」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第14号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成26年3月12日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮 - 0011417	平成3年7月8日	平成25年4月1日	平成26年1月7日	
宮 - 2001407	昭和17年2月17日	平成25年4月1日	平成26年2月24日	

退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日
宮 - 0007686	昭和24年1月14日	平成25年4月1日	平成26年1月14日

* * *

宮津市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 大 垣 周一郎
- 3 変更年月日 平成26年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成26年3月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第16号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成26年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成26年3月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成26年4月1日から平成26年6月2日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市財務室資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、宮津市森林整備計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、平成26年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業振興室産業基盤係（別館3階）において縦覧に供する。

平成26年3月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定により、次の市道路線を廃止する。
なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成26年3月31日から平成26年

4月14日まで縦覧に供する。
平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
木の戸倉谷	宮津市字日置小字角田3850 宮津市字日置小字上ノ堀3881	
高畦榎谷	宮津市字日置小字弥助尻4061・4062・4065合地 宮津市字日置小字榎谷4089	

* * *

宮津市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の市道路線を認定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
やすけ台1号	宮津市字日置小字やすけ台3918の7 宮津市字日置小字やすけ台3700の47	
やすけ台2号	宮津市字日置小字やすけ台3700の94 宮津市字日置小字やすけ台3700の77	
やすけ台3号	宮津市字日置小字やすけ台3700の21 宮津市字日置小字やすけ台3700の15	
やすけ台4号	宮津市字日置小字やすけ台3700の109 宮津市字日置小字やすけ台4171の1	
やすけ台5号	宮津市字日置小字やすけ台3700の62 宮津市字日置小字やすけ台3700の66	
やすけ台6号	宮津市字日置小字やすけ台3700の57 宮津市字日置小字やすけ台3700の61	

* * *

宮津市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道 路 の 区 域			備考
	区 間	敷地の幅員 m	延長 m	
やすけ台1号	宮津市字日置小字やすけ台3918の7から 宮津市字日置小字やすけ台3700の47まで	9.5～15.6	224.9	
やすけ台2号	宮津市字日置小字やすけ台3700の94から 宮津市字日置小字やすけ台3700の77まで	6.0～11.5	360.8	
やすけ台3号	宮津市字日置小字やすけ台3700の21から 宮津市字日置小字やすけ台3700の15まで	7.1～13.3	119.5	

やすけ台 4 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の109から 宮津市字日置小字やすけ台4171の1まで	7.0～15.9	353.3	
やすけ台 5 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の62から 宮津市字日置小字やすけ台3700の66まで	6.0～11.5	85.9	
やすけ台 6 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の57から 宮津市字日置小字やすけ台3700の61まで	6.0～11.9	93.7	

* * *

宮津市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域				備考
	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 m	延長m	
竹ノ本	宮津市字小田小字立石1472から 宮津市字小田小字竹ノ本1564まで	前	2.5～7.6	349.4	
		後	3.1～14.2	353.2	

* * *

宮津市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
やすけ台 1 号	宮津市字日置小字やすけ台3918の7から 宮津市字日置小字やすけ台3700の47まで	平成26年3月31日
やすけ台 2 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の94から 宮津市字日置小字やすけ台3700の77まで	平成26年3月31日
やすけ台 3 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の21から 宮津市字日置小字やすけ台3700の15まで	平成26年3月31日
やすけ台 4 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の109から 宮津市字日置小字やすけ台4171の1まで	平成26年3月31日
やすけ台 5 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の62から 宮津市字日置小字やすけ台3700の66まで	平成26年3月31日
やすけ台 6 号	宮津市字日置小字やすけ台3700の57から 宮津市字日置小字やすけ台3700の61まで	平成26年3月31日
竹ノ本	宮津市字小田小字立石1472から 宮津市字小田小字竹ノ本1564まで	平成26年3月31日

* * *

宮津市告示第23号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を消除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

記

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第24号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱（昭和45年告示第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市臨時福祉給付金支給要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市臨時福祉給付金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的及び臨時的な措置として臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成26年1月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出（同法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。）の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。以下同じ。）を本市に行ったもので、転入（同法第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。以下同じ。）をいずれかの市町村に行ったもの

ウ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）

エ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成8年1月3日以後に生まれた者）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成6年1月3日以後に生まれた者）をいう。以下

同じ。)であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者(児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通う者、2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

(ロ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(ハ) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(ニ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

(ホ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(ハ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号) 船員保険法(昭和14年法律第73号) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第

- 2号に基づく退去命令)が出されていること。
- (ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。
- (I) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)に基づく支援措置の対象となっていること。
- (2) 平成26年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)
- 2 前項第2号の適用に当たっては、次の各号に定める者は、それぞれ当該各号に定める者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 基準日において前項第1号エ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等 当該児童等の保護者。ただし、基準日において、同号エ(ウ)、(I)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- (2) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、前項第1号オ(ア)の要件を満たし、かつ、同号オ(イ)から(I)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの 当該配偶者
- (3) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。) 当該養護者
- (4) 昭和24年1月2日以前に生まれた者のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。) 当該養護者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、臨時福祉給付金を支給しない。
- (1) 基準日において、次のいずれかに該当する者
- ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び平成26年1月2日から3月31日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付(以下「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成26年1月2日から3月31日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)
- ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給付金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する

る法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成26年1月2日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていたとき及び平成26年1月2日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止されたときを除く。）

(2) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者

（加算措置対象者）

第3条 加算措置の対象となる者（以下「加算措置対象者」という。）は、支給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（平成26年4月分又は5月分の年金の受給者に限る。）

ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢基礎年金（繰上げ支給によるものを含む。）
障害基礎年金又は遺族基礎年金

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法に基づく老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金

ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の平成26年1月分の受給者

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者

(4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく福祉手当の平成26年1月分の受給者

(5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者

(6) 毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（当該通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者

(7) ガス障害者に対する特別手当等支給要綱（昭和44年12月10日蔵計第4347号）に基づく特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（同要綱第3条第3項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者

- (8) 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者
- (9) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号)に基づく健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者
- (10) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、支給対象者1人につき1万円とする。

- 2 加算対象者については、1人につき前項の額に5,000円を加算する。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して3箇月以内に、宮津市臨時福祉給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から前条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

- 2 市長は、不当利得が加算措置分のみである場合は、支給を行った加算措置分の給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱(平成25年告示第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法第2条に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修をいう。

第3条中「ために」の次に「、実務者研修」を加える。

第4条第1項中「額は」の次に「、実務者研修」を、「とし」の次に「、実務者研修にあっては6万7,000円を」を加え、同条第2項中「交付は」の次に「、実務者研修」を加える。

第 5 条中「介護技術講習」を「実務者研修、介護技術講習」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に実務者研修を修了した者に係る当該受講費用について適用する。

* * *

宮津市告示第27号

宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成26年1月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出（同法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。）の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。以下同じ。）を本市に行ったもので、転入（同法第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。以下同じ。）をいずれかの市町村に行ったもの

ウ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 平成26年1月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項の給付を含む。以下「児童手当」という。）の支給を受ける者で、平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの

イ 次のいずれかに該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者で、平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの

(ア) 基準日に出生し、同日において住民基本台帳に記録されているもの

(イ) 基準日に国外から転入をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

(1) 前項又はこの項に規定する支給対象者が死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない

場合に限る。) 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者

- (2) 平成26年1月分の児童手当に係る児童又は平成26年2月分の児童手当に係る児童(前項第2号イ(7)又は(4)に掲げる児童に限る。)(以下「対象児童」という。)が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを把握した場合(当該施設入所等児童に係る給付金が支給されていない場合に限る。) 当該施設入所等児童(当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が本市である場合に限る。)
- (3) 前項第2号ア又はイに規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていることが認められている当該者の配偶者(基準日において、本市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。)で、本市から対象児童に係る児童手当の支給を受けている場合 当該配偶者
- (4) 前項第2号ア又はイに規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者(現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が本市に避難している場合(その当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。)において、本市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求(同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。)をし、本市による当該認定の請求に関する通知がその当該者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合(その当該者に対して給付金を支給する市町村が本市であるときは、当該認定の請求を受けた場合) 当該配偶者(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、対象児童1人につき1万円とする。ただし、当該児童が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その児童に係る給付金は支給しない。

- (1) 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- (2) 臨時福祉給付金の支給対象者である場合
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び平成26年1月2日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成26年1月2日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- (5) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成26年1月2日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- (6) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び平成26年1月2日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- (7) 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して3箇月以内に、宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第5条 支給対象者から前条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第28号

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成22年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第29号

宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱(平成23年告示第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号に次のただし書を加える。

ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられているときについては、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱を廃止する要綱

宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱(平成24年告示第145号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づいて市が策定した宮津市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策（以下「被害防止施策」という。）を適切に実施するため、同法第9条の規定に基づき、宮津市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施隊は、次の事項を所掌する。

- (1) 宮津市鳥獣被害防止計画により市長が指示する有害鳥獣の捕獲、追払い活動等に関すること。
- (2) その他有害鳥獣の被害防止施策の推進に関すること。

(隊員)

第3条 実施隊に宮津市鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）を置き、隊員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市職員
 - (2) 本市に住所を有し、過去3年間に連続して狩猟者登録（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条の規定に基づく登録をいう。）を行っている者で、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれるもの
- 2 前項第2号に掲げる隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤とする。

(隊長及び副隊長)

第4条 実施隊に隊長及び副隊長を置く。

- 2 隊長は、有害鳥獣対策担当室の室長をもって充て、実施隊の業務を総括する。
- 3 副隊長は、2名とし、隊員のうちから隊長が指名する。
- 4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 隊員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、隊員が欠けた場合における補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。
 - (1) 市職員にあっては職務の異動等があったとき。
 - (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条の規定による狩猟免許の取消し等の処分を受けたとき。
 - (3) その他市長が特に解任の理由があると認めるとき。

(庶務)

第6条 実施隊の庶務は、有害鳥獣対策担当室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施隊について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱（平成23年告示第44号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第33号

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱（平成21年告示第46号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項ただし書中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

* * *

宮津市告示第34号

宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成25年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターの住宅用太陽光発電導入支援補助金の交付の対象となるシステムで未使用のもの」を「太陽光を利用して発電するシステムで、市長が別に定める基準に適合するもの（未使用のものに限る。）」に改める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第35号

宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、宮津市景観条例（平成26年条例第8号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本市において良好な景観の形成に資する取組を行うものに対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮津市規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

(1) 街なみ環境整備促進区域 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日付け建設省住整発第27号建設省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。）第5の規定により国土交通大臣の承認を受けた街なみ環境整備方針に定める区域をいう。

(2) 土地所有者等 土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 景観形成活動助成事業 条例第16条第1項の規定により界限景観まちづくり協定の認定を受けたもの（以下「協定認定団体」という。）が行う当該協定の運用その他街なみ修景助成事業を実施するために行う活動

(2) 街なみ修景助成事業

ア 街なみ環境整備促進区域内において、協定認定団体の土地所有者等が行う住宅等、建築設備等、外構若しくは色彩の修景又は空家の撤去をするもので、市長が必要と認めるもの

イ 街なみ環境整備促進区域内において、協定認定団体が定める当該協定に従って、野立広告物等（住宅等の敷地以外の場所に存在する広告物をいう。以下同じ。）の設置者が行うその撤去又は集約化をするもので、市長が必要と認めるもの

2 前項第1号の景観形成活動助成事業に対する補助の対象となる期間は、当該補助にかかわって最初に規則第5条の規定による決定をした日の属する年度以後5年度以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

3 第1項第2号の街なみ修景助成事業の補助金の交付の対象となる者は、市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していない者であり、かつ、市内に本店を有する法人又は個人事業者の施工により当該事業を実施する者とする。

4 第1項第2号の街なみ修景助成事業の補助金の交付は、一敷地につき1回限りとする。ただし、一敷地を単位とする限度額の範囲内において、同一敷地内における異なる箇所の修景を行う場合は、この限りでない。

5 第1項第2号の街なみ修景助成事業については、この要綱以外の市の補助制度による補助金の交付を受けているものについては、補助対象としない。ただし、当該補助金の対象工事費の修景費を明確に区分することができ、市長が他の補助金と重複しないと認める部分は、当該街なみ修景助成事業に係る補助金を交付することができる。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表に定める基準に基づき算出した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により補助対象事業を実施する日の2か月前までに、宮津市景観まちづくり事業補助金交付申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（有識者の意見）

第6条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、有識者に意見を求めるものとする。

（交付申請の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けたものが、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市景観まちづくり事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市景観まちづくり事業補助金実績報告書に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(補助物件の保全等に係る責務)

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて整備した物件(以下「補助物件」という。)について将来にわたって保全の措置を講じ、継続して街なみの景観形成に寄与させるとともに、良好なまちづくりの推進に努めなければならない。

2 前項に規定する責務は、補助金の交付を受けた者が補助物件を第三者に賃貸し、又は譲渡した場合には、これを当該第三者に継承させなければならない。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市景観まちづくり事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業区分	事業主体	補助対象経費	補助金の額
景観形成活動助成事業	協定認定団体	会議費、啓発活動費等の活動経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、30万円を限度とする。
街なみ修景助成事業	住宅等修景費	住宅等、建築設備等、外構又は色彩の修景を行う者	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一敷地を単位として150万円を限度とする。
	建築設備等修景費		
	外構修景費		
	色彩修景費		
	空家撤去費		
野立広告物等の撤去及び集約化経費	野立広告物等の撤去及び集約化を行う者	自己の管理する住宅等の敷地以外の場所に設置している野立広告物等の撤去費用及び撤去に伴い集約整備を行う経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、15万円を限度とする。

* * *

宮津市告示第36号

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱(平成25年告示第29号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中

2,300円	を	2,800円	に改める。
1,300円		1,600円	
1,200円		1,500円	

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第37号

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校(以下「橋立中学校」という。)へ遠距離通学する生徒の通学費について、保護者の負担を軽減し、もって義務教育の円滑な運営に資するため、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則(平成3年教委規則第2号)に規定する日置小学校の通学区域に在住する生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる者については、補助金の交付の対象者とししない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号に定めるもののほか、通学費に係る他の補助制度の適用を受けている者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、公共交通機関利用によるもので、最も経済的な経路及び方法による通学定期券(長期休業中においては回数券)の旅客運賃相当額以内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請その他これに係る一切の事務を橋立中学校の学校長(以下「橋立中学校長」という。)に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた橋立中学校長は、規則第4条の規定により与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に遠距離通学児童生徒名簿を添えて宮津市教育委員会(以下「委員会」という。)を經由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の額を決定し橋立中学校長に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた橋立中学校長は、当該決定を受けた与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金変更等承認申請書を委員会を經由して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の時期)

第7条 補助金は、原則として、各学期の始業日までに交付するものとする。

(実績報告)

第8条 橋立中学校長は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により与謝野町宮

津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金実績報告書を委員会を經由して市長に提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第38号

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱（平成25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 妊娠を希望する女性であって風しん抗体価が低い者（市長が別に定める基準により抗体価が低いと認める者をいう。以下同じ。）又は妊娠をしている女性（風しん抗体価が低い者に限る。）の同居者であって風しん抗体価が低いもの

第 3 条第 1 項ただし書中「生活保護法」を「予防接種を受けた日において、生活保護法」に改め、「当該年度分の」を削り、「にあっては」を「である場合は」に改める。

第 4 条中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第39号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位		利用料金の額
レクリエーションセンター	研修室	3時間以内	2,000円
		6時間以内	4,000円
		6時間を超える1時間を増すごとに	500円
	厨房	半日（6時間以内）	2,000円
全日		3,000円	
ケビン	1棟1泊につき		10,300円
キャンプ場	一般	1人1泊につき	300円
	小・中学生	1人1泊につき	150円
温水シャワー	1回につき		100円
体験実習室	宿泊料	一般	3,300円
		小・中学生	2,800円
		幼児	実費

	研修室	15畳	3時間以内	4,120円	
			6時間以内	5,150円	
		30畳	3時間以内	5,150円	
			6時間以内	6,180円	
		6時間を超える1時間を増すごとに			1,030円
		個室	一般	3時間以内	1人につき310円
	6時間以内			1人につき410円	
	6時間を超える1時間を増すごとに			1人につき100円	
	小・中学生 及び幼児		3時間以内	1人につき100円	
			6時間以内	1人につき160円	
6時間を超える1時間を増すごとに			1人につき40円		

2 適用年月日
平成26年4月1日

* * *

宮津市告示第40号

宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則（平成18年規則第9号）第5条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
宿泊利用料金 (1人1泊の室料)	一般	3,050円
	小学生及び中学生	2,550円
	幼児	900円

備考

- 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 「幼児」とは、学齢に達しない者のうち1歳以上の者をいう。
- 1歳に満たない者については、宿泊利用料金を無料とする。

2 適用年月日
平成26年4月1日

* * *

宮津市告示第41号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成26年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2065番地の4
氏名 北近畿タンゴ鉄道株式会社

* * *

宮津市告示第43号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2
氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 山崎弘巳

* * *

宮津市告示第44号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 京都府下京区西七条掛越町65番地
氏名 社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2060番地の65
氏名 株式会社鶴賀清掃社

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <省略>
氏名 北地吉昌

* * *

宮津市告示第47号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成

26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第48号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2

氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字波路2531番地

氏名 YMSほりかわ

代表者 堀川 義治

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社富士ダイナミクス 大阪営業所 取締役大阪営業所長 長谷川 雅人

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市嘗天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <省略>

氏名 文珠自治会 会長 幾世淳紀

* * *

宮津市告示第53号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字浜町3000番地

氏名 公益財団法人宮津市民実践活動センター

* * *

宮津市告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 森 和 宏
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第55号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 小倉嘉輝
変更後 小田宿野自治会 会長 小倉正博

3 変更日
平成26年4月1日

* * *

宮津市告示第56号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市水産加工販売施設
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 田井自治会 会長 宮前 公夫
変更後 田井自治会 会長 森 和宏

3 変更日
平成26年4月1日

* * *

宮津市告示第57号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
第1期初回 生後3月から生後90月に至までの間にある者
第1期追加 生後3月から生後90月に至までの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
(1) 明らかな発熱を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
(4) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上、標準的には20日から56日までの間隔）
第1期追加1回
第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 （四種混合：ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ）	第1期初回・追 加（三種混合： ジフテリア・百 日せき・破傷 風）	第2期 （二種混 合：ジフ テリア・ 破傷風）	不活化 ポリオ
味見真弓	味見診療所	○	○	○	○

石井靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
辻俊三	宮津武田病院	○	/	/	/
曾根淳史					
荒川昌昭					
小柳博彦					
木崎二郎					
中川長雄	中川医院	○	○	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科 クリニック	○	○	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○	○	○
今井敏雄					
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林信昌	養老診療所	/	/	○	/
宮地高弘	宮地外科医院	○	○	○	○
宮地道弘					
山根行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須川典亮	須川医院	○	○	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日置潤也	日置医院	○	○	○	○
山添一郎	やまぞえこども クリニック	○	○	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮地道弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第58号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (4) 妊娠していることが明らかな者
 (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

- 4 接種回数 1回
 5 自己負担金 無料
 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 * * *

宮津市告示第59号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
 2 予防接種の対象者の範囲
 第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 第2期 9歳以上13歳未満の者
 接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、4歳以上20歳未満の者
 3 予防接種を受けることが適当でない者
 (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適當な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回(6日以上、標準的には6日から28日までの間隔)
第1期追加1回(初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期)
第2期1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味見真弓	味見診療所		
石井靖隆	日置診療所		
	府中診療所		
今出陽一朗	今出クリニック		
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		
中川長雄	中川医院		
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック		
浪江和生	浪江医院		
今井敏雄			
西原寛	西原医院		
堀川義治	宮津市由良診療所		
宮地高弘	宮地外科医院		
宮地道弘			
山根行雄	山根医院		
伊藤剛	いとうクリニック		
岩破淳郎	いわさく診療所		
岩破康二	岩破医院		
大森斎	大森内科診療所		
木村進	木村内科クリニック		
須川典亮	須川医院		
鳥居剛	鳥居クリニック		
日置潤也	日置医院		
山添一郎	やまぞえこどもクリニック		
石野秀岳	伊根診療所		
宮地道弘	本庄診療所		

- 7 予防接種を行う期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第60号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ヒブワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至までの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適當でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には、27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）
追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には、7月から13月までの間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 小児用肺炎球菌ワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数
初回3回（標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。）
追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第62号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）ワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 3回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院

佐藤昌平	佐藤医院
辻俊三	宮津武田病院
曾根淳史	
荒川昌昭	
小柳博彦	
木崎二郎	
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原寛	西原医院
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
* * *

宮津市告示第63号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成26年4月15日（火）	平成26年10月21日（火）
平成26年5月20日（火）	平成26年11月18日（火）
平成26年6月17日（火）	平成26年12月16日（火）

平成26年 7月15日(火)	平成27年 1月20日(火)
平成26年 8月19日(火)	平成27年 2月17日(火)
平成26年 9月16日(火)	平成27年 3月17日(火)

7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第64号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成26年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	企画総務室	出納管理室 会計係長	企画総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 一般廃棄物処理手数料(大型ごみ処理手数料)の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
変更後	企画総務室	出納管理室 会計係長	企画総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 一般廃棄物処理手数料(大型ごみ処理手数料)の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
	自立循環型 経済社会推進室		自立循環型経済 社会推進室に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納

2 変更年月日 平成26年4月1日

訓 令

宮津市訓令甲第2号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程(昭和60年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「前4条」を「前5条」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

第12条 前3条に規定する代決者が不在のためにその事項を代決することができない場合は、その事項に係る事務を主管する上司の決裁を得ることにより代決されたものとみなして、処理することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般
各 かい

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程

宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「室等」を「室、係等」に、「室長以上の決裁を要するものについては、同一室内であるときは室長の決裁前に、他の室等に渡るときは室長の決裁後にその室等に合議又は回覧しなければならない」を「合議の順序は、次に掲げるところにより、決裁権限を有する者の決裁の前に行うものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 同一室内の他の所管の事務に関係を有する場合は、主管の副室長の回議を経てから、同一室内の他の関係副室長等に合議する。

(2) 他の室等の所管の事務に関係を有する場合は、次の区分に応じ、それぞれに定める順序により合議する。

ア 室長以上の決裁を要するもの 主管の室長の回議を経てから他の室等に合議する。

イ 副室長の決裁を要するもの 主管の副室長の回議を経てから他の室等に合議する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第4号

庁中一般
各 かい

臨時職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

臨時職員取扱要領の一部を改正する要領

臨時職員取扱要領（昭和58年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 休日勤務手当

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第10号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成26年3月17日から2週間、宮津市建設室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成26年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成26年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字宮村、喜多及び江尻の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字宮村、喜多及び江尻の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり<省略>

* * *

宮津市公告第11号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成26年3月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日
平成26年3月25日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第13号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第14号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成26年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市字宮村、喜多、大垣及び江尻の各一部

水道企業

《規程》

宮津市水道事業管理規程第1号

宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

宮津市水道事業会計規程（昭和51年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「建設室水道所管副室長」を「建設室建設管理所管副室長」に改める。

第14条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第47条第2項中「別表第2」を「別」に改める。

第67条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置

オ 車両運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資

ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資に属する資産とすべきもの

第68条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第82条中「のうち、」の次に「量水器及び」を加える。

第83条第1項中「第8条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第84条中「第 8 条第 3 項」を「第15条第 3 項」に改める。

第86条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第92条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第92条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 引当金の計上

第94条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第94条中第11号を第12号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第97条中第47号を第48号とし、第41号から第46号までを 1 号ずつ繰り下げ、第40号の次に次の 1 号を加える。

(41) キャッシュ・フロー計算書

別表第 1 収益勘定の項の表水道事業収益の部営業外収益の款中「販売活動」を「財務活動」に改め、同款他会計補助金の項の次に次のように加える。

長期前受金戻入

地方公営企業法施行規則第21条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの

別表第 1 費用勘定の項の表水道事業費用の部営業費用の款原水及び浄水費の項中「失業保険料」を「雇用保険料」に、「労務災害補償費等」を「公務災害補償費等」に改め、「道路法」の次に「(昭和27年法律第180号)」を加え、同款総係費の項中

「	手当	」	を	「	手当 賞与引当金繰入額	」	賞与引当金として計上するための繰入額	」	に改め、
---	----	---	---	---	----------------	---	--------------------	---	------

「	保険料	事業用財産に対する損害保険料	」	を	「	保険料 貸倒引当金繰入額	」	事業用財産に対する損害保険料 貸倒引当金として計上するための繰入額	」
---	-----	----------------	---	---	---	-----------------	---	--------------------------------------	---

に改め、同款減価償却費の項中「第 6 条、第 8 条又は第 9 条」を「第13条、第15条又は第16条」に改め、「備品」の次に「、リース資産」を加え、「及び施設利用権」を「、施設利用権及びリース資産」に改め、同部営業外費用の款支払利息及び企業債取扱諸費の項に次のように加える。

リース債務支払利息	リース資産取得に伴う利息
-----------	--------------

別表第 1 費用勘定の項の表水道事業費用の部営業外費用の款繰延勘定償却の項を削り、同部特別損失の款固定資産売却損の項の次に次のように加える。

減損損失

事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額

別表第1資産勘定の項の表固定資産の部有形固定資産の款中「機械、器具及び備品等」を「機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等」に改め、「除き、」の次に「遊休施設、未稼働施設その他の」を加え、「たとえば遊休施設、未稼働設備」を削り、同款立木の項を削り、同款工具、器具及び備品減価償却累計額の項の次に次のように加える。

リース資産	有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
リース資産減価償却累計額	

別表第1資産勘定の項の表固定資産の部無形固定資産の款中「特許権、施設利用権」の次に「及びリース資産」を加え、同款水利権の項中「から第28条まで」を削り、同款に次のように加える。

リース資産	無形固定資産(営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
-------	---

別表第1資産勘定の項の表固定資産の部投資の款長期貸付金の項中「及び職員」を削り、同項

中	他会計貸付金 職員貸付金	他会計への長期貸付金 職員に対する長期貸付金	を	他会計貸付金	他会計への長期貸付金
---	-----------------	---------------------------	---	--------	------------

に改め、同表流動資産の部未収金の款の次に次のように加える。

貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
-------	-----------------------------

別表第1資産勘定の項の表流動資産の部短期貸付金の款一般短期貸付金の項中「及び職員等」

を削り、同款中	他会計貸付金 職員貸付金	他会計に対する短期貸付金 職員に対する短期貸付金	を
	他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金	に改め、同表繰延勘定の部を削る。

別表第1資本勘定の項の表資本金の部自己資本金の款固有資本金の項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改め、「資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債、基金(法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの)の合計額を控除した額」を「引継資本金の額」に改め、同款組入資本金の項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第25条の規定による組入額」を「剰余金から資本金に組み入れた額」に改め、同部借入資本金の款を削り、同表剰余金の部資本剰余金の款再評価積立金の項中「令」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」に改め、同款受贈財産評価額の項中「贈与」を「償却資産以外の固定資産の贈与」に改め、同款寄附金の項中「建設又は改良に要する資金に充てるための」を「償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた」に改め、同款工事負担金の項中「建設又は改良工事のための負担金」を「償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金」に改める。

別表第1負債勘定の項の表固定負債の部企業債の款中「建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるため発行した」を「建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条に規定する公営企業の建設若しくは改良に要する経費に準じる経費をいう。以下同じ。)の財源に充てるために発行する」に改め、「企業債」の次に「(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)」を加え、同部他会計借入金金の款中「建設又は改良以外の目的に要する資金」を「建設改良費等の財源」に、「借入金」を「借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)」に改め、同款の次に次のように加える。

リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
別表第1負債勘定の項の表固定負債の部引当金の款退職給与引当金の項を削り、同款修繕引当金の項中「引当額」の次に「（1年以内に使用される見込みのものを除く。）」を加え、同表流動負債の部一時借入金 of 款の次に次のように加える。		
企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務

別表第1負債勘定の項の表流動負債の部前受金の款の次に次のように加える。

引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
-----	-------	-------------------------------------

別表第1負債勘定の項の表に次のように加える。

繰延収益	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金 of 額
	長期前受金 収益化累計額	

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第2号

宮津市水道事業処務規程及び宮津市水道事業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市水道事業処務規程及び宮津市水道事業公印規程の一部を改正する規程

（宮津市水道事業処務規程の一部改正）

第1条 宮津市水道事業処務規程（昭和43年水管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「上下水道管理係」を「建設管理係」に改める。

（宮津市水道事業公印規程の一部改正）

第2条 宮津市水道事業公印規程（昭和60年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「上下水道管理係長」を「建設管理係長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会

〈規 則〉

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則（平成3年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

2 中学校の項の表日置中学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第5号

平成26年第4回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成26年3月14日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成26年3月25日（火）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

〈訓 令〉

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務決裁規程（平成3年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「前3条」を「前4条」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 前2条に規定する代決者が不在のためにその事項を代決することができない場合は、その事項に係る事務を主管する上司の決裁を得ることにより代決されたものとみなして、処理することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

宮津市教育委員会
教 育 長 藤 本 長 壽

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成 2 年教育長訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 4 を第 9 条の 5 とし、第 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(高 齢 者 部 分 休 業)

第 9 条の 4 職 員 が 地 方 公 務 員 法 に 基 づ き 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 を 受 け よ う と す る と き は、 教 育 長 が 別 に 定 め る と ころ に よ る も の と す る。

第 9 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(配 偶 者 同 行 休 業)

第 9 条の 6 職 員 が 地 方 公 務 員 法 に 基 づ き 配 偶 者 同 行 休 業 の 承 認 を 受 け よ う と す る と き は、 教 育 長 が 別 に 定 め る と ころ に よ る も の と す る。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会

〈 告 示 〉

宮津市選挙管理委員会告示第 8 号

平成26年 4 月 6 日執行予定の京都府知事選挙における特定国外派遣隊員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の発送開始日について、次のとおり告示する。

平成26年 3 月13日

宮津市選挙管理委員会
委 員 長 堀 口 善 一

公職選挙法施行令第59条の 5 の 4 第 7 項の規定による特定国外派遣隊員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の告示の日前において発送を開始する日は、平成26年 3 月13日とする。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 9 号

平成26年 4 月 6 日執行予定の京都府知事選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第 2 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3 月14日

宮津市選挙管理委員会
委 員 長 堀 口 善 一

1 縦覧の期間 平成26年 3 月20日

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
 (宮津市役所内)
 宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

平成26年4月6日執行予定の京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年3月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成26年3月20日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 3 5 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5 , 5 8 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2 , 7 9 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成26年4月6日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成26年3月19日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

< 以下省略 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、次のとおり宮津市農業委員会委員選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、 第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、 第10投票区

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成26年3月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第6投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第9投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第10投票区	栗田地区公民館（栗田区民センター）	〃 上司1345番地
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンタ - せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第24投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第25投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第26投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地

第27投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第28投票区	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成26年3月20日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後7時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第27投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成26年3月20日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

1 開票場所

開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地

2 開票日時

平成26年4月6日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年3月20日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

開票管理者

住所 <省略>

氏名 堀口善一

開票管理者職務代理者

住所 <省略>

氏名 小谷久代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年 3 月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成26年 4 月 3 日 午後 6 時
2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成26年 4 月 6 日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成26年 3 月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成26年 4 月 6 日執行の京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年 3 月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省略>	堀 口 善 一	平成26年 3 月21日 平成26年 3 月26日 平成26年 3 月27日 平成26年 4 月 1 日 平成26年 4 月 4 日
<省略>	小 谷 久 代	平成26年 3 月23日 平成26年 3 月24日 平成26年 3 月30日 平成26年 4 月 2 日
<省略>	白 石 肇 子	平成26年 3 月29日 平成26年 3 月31日 平成26年 4 月 3 日 平成26年 4 月 5 日
<省略>	今 澤 正 和	平成26年 3 月22日 平成26年 3 月25日 平成26年 3 月28日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省略>	石 倉 ひとみ	平成26年 3 月21日から 平成26年 4 月 5 日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、640人である。

平成26年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

<以下掲示済>

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

平成25年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成25年5月21日	日本共産党与謝地区委員会 山岡明	選挙運動	全有権者
平成25年5月22日	〃	〃	〃
平成25年5月23日	〃	〃	〃
平成25年5月24日	〃	〃	〃
平成25年5月30日	〃	〃	〃
平成25年5月31日	〃	〃	〃
平成25年6月3日	〃	〃	〃
平成25年5月27日	朝日新聞京都総局 前田智	政治・選挙などに 関する世論調査	第3投票区